

第 1 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年1月4日(水)

開会 午後15時00分

閉会 午後17時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	欠	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 10番 島田 義忠

15番 岸本 熊一

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	末吉 亜紀		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第1号	農地法第5条の申請について	(1件)
議案 第2号	農地法第4条の申請について	(3件)
議案 第3号	農地法第3条の申請について	(6件)
議案 第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年26件)	
議案 第5号	伊万里市農地利用最適化推進委員の区域に関する規則の制定について	(1件)

8. 報告事項

報告 第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	(5件)
報告 第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	(1件)
報告 第3号	農地の形質変更届出について	(2件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																					
議長	<p>それでは、ただいまより第1回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は1名で、2番池田委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は10番 島田委員、15番 岸本委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 974 1412 1265"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 26件</td> </tr> </table> <p>追加議案第5号 伊万里市農地利用最適化推進委員の区域に関する規則の制定について 1件</p> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 1612 1428 1848"> <tr> <td>報告第1号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>報告第2号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第3号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第1号	農地法第5条の申請について	1件	議案第2号	農地法第4条の申請について	3件	議案第3号	農地法第3条の申請について	6件	議案第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 26件	報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	5件	報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件	報告第3号	農地の形質変更届出について	2件
議案第1号	農地法第5条の申請について	1件																				
議案第2号	農地法第4条の申請について	3件																				
議案第3号	農地法第3条の申請について	6件																				
議案第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 26件																				
報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	5件																				
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件																				
報告第3号	農地の形質変更届出について	2件																				

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第5条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページ、断面図が5～7ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町大川原地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>議案第1号農地法第5条の申請は以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は南波多町大川原ですね。大川原の、南波多町から大川町にぬける県道がございますけど、その県道に通じる市道ですね。その市道のちょっとばかり上にあたります。実はここは〇〇君の家</p>

<p>担当委員</p>	<p>の前ですね、家の前に水田がございます。現在、米は作らないで、ちょっと、野菜あたりを作って、ありますけれども。そこに、弟さんですね。兄弟二人いらっしゃいますけど、弟さんの方がそこに家を建てたいということで、以前、ずっと前に私の所に相談に参られました。実はですね、その弟さんが建てられるわけですけど、お兄さんが有田で司法書士をやっておられます。その方が私の家に見えられて、こないだは、そういうことで、いろいろと話が進みましてので印鑑をお願いします、というようなことでございました。べつに問題はないなということで印鑑を押しております。よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第1号 農地法第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第2号 農地法第4条の申請3件について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号 農地法第4条の申請3件について御説明します。 議案の2ページ、1番になります。 図面は、案内図が8ページ、字図が9ページになります。 申請地は、二里町吉野地区です。 申請人が、植林するための申請です。 申請人が既に植林していたことについて、始末書が添付されています。</p>

事務局	<p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、2番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページ、平面図が13ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町中山地区です。</p> <p>申請人が、宅地拡張するための申請です。</p> <p>申請人が既に宅地として利用していたことについて、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が14ページ、字図が15ページになります。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務局	<p>申請地は、黒川町畑川内地区です。</p> <p>申請人が、植林するための申請です。</p> <p>申請人が既に植林していたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の申請については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、1番についてですが、担当委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番につきましては、場所が二里町の吉野地区になりまして、ちょうど、有田町との境の所に位置する場所になります。周辺に畑がありますが、耕作されてないところも多く、何も問題はないということで、報告を受けております。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>先程も説明がありましたように、私の部落の方ですけど。今回、家を改築するというようなことで、いろいろと検討をされておりました。周辺に移転というようなことも考えられていたようですが、なかなか思うような土地が見つからないということで、結</p>

担当委員	局は元の住宅に改築をすると、というようなことになっております。いろいろと書類を整理されておった段階で、現在家は建っておりますけど、その土地がですね。地目の方が畑のままで家を建てられておったということで。今回、新たに宅地として申請をされております。別段、現在建っておるところですので、周辺、隣近所に迷惑をかけない状況ですので、私も承諾を致しました。御審議よろしくお願い致します。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。
7番委員	2番目のケースは税務課の方は当然宅地になっているのでしょうね。この突合はしないの。
事務局	税務課の固定資産税の方は宅地、現況が宅地で、登記簿と農地台帳の方は農地のままというケースは、けっこうあります。
7番委員	その突合することはしないでよい。
事務局	してないです。
7番委員	しないわけね。税務課は確か、畑のままじゃ許さないですよ。見つけて回るものね。こういうのは。いや、いいです。はい。
議長	他にございませんか。 <なし> ないようですので、それでは、3番について担当委員の私から説明をします。
担当委員	この申請については、昨年4月20日過ぎに自分がお茶をしている時にたまたまお茶畑に見えて。それが一回目の話で。そして申請時点で12月の初め頃、3名見えまして。この申請に至りました。 前はこの畑はミカン畑ですね、けっこうあちこち作っておられた

<p>担当委員</p>	<p>時のミカン畑で、隣の畑なんかもミカン畑でした。特にこの畑川内が黒川ではミカンの畑の一番多い地区でございました。</p> <p>そしてミカンをやめられて、そのあと JA 伊万里の路地水菜がですね、どんどん作り始めた時から、露地水菜を作って売られましたけども。本人さんが79歳になってですね、そろそろ、ちょっともう作りきれなくなったということで。今回の申請に至りました。周りが、見ていただくとわかるように、山林化的になっておりますので、いろいろ支障が出ることはございませんので、御審議の方よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第2号農地法第4条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第3条の申請についてになりますが、6番につきましては、11番の草場委員が申請人である事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>まず、議案第3号農地法第3条の申請1番から5番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号農地法第3条の申請について説明します。</p> <p>議案は3～4ページ、1番から5番をご覧ください。</p> <p>1番から5番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て</p>

事務局	<p>農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請、1番から5番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請1番から5番について、議案3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして6番にうつります。</p> <p>1 1番の草場委員は退席をお願いします。</p> <p>6番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の申請6番につきましては、申請事由や経営状況等、全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請6番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請6番について、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、1 1番委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>議案第3号農地法第3条の申請6件については許可相当とします。</p>

議長	<p>続きますして、議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年26件について、御説明します。</p> <p>議案の5～7ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が16名、貸付人が25名で、面積は、田が100,399.91㎡、畑が14,374㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を8～23ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上26件です。</p>
議長	<p>議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年26件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年26件については申出のとおり決定します。</p>
議長	<p>それでは、追加議案の議事に入ります。</p> <p>議案第5号 伊万里市農地利用最適化推進委員の区域に関する規則の制定について 1件</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 5 号 伊万里市農地利用最適化推進委員の区域に関する規則の制定について御説明します。</p> <p>議案の別冊になります。</p> <p>伊万里市農地利用最適化推進委員の区域に関する規制の制定について、制定の理由としまして農業委員会に関する法律の一部改正に伴い農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員とは別に現場活動を担う農地利用最適化推進、以下、推進員、が新設され農業委員会が委嘱することとなっております。</p> <p>委嘱を行うにあたっては、農業委員会は各推進員が担当する区域を定めなければならない。ということから、推進員の担当区域に関して規則を制定するものであります。規則の概要となりますが、担当区域及び定数について定めております。</p> <p>続いて、施行の期日になりますが、この規則は公布の日から施行をするということになりまして、最終的な決裁をいただきまして、それから公布を行うことになると思っております。右手の方に、伊万里市農地利用最適化推進委員の区域に関する規則（案）という形で提出させていただいております、趣旨、第 1 条になります。</p> <p>読ませていただければ、この規則は、伊万里市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例、以下、条例、及び農業委員会等に関する法律第 17 条に基づき、伊万里市農地利用最適化推進委員、以下、推進委員、の区域について、法の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条、担当区域等になりますが、法第 17 条第 2 項の規定により農業委員会が定める推進委員が担当する区域及び定数は、次表のとおりとする、と。担当区域名、伊万里から山代までの 10 区</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務局	<p>域。担当区域、町名等はこちらの表に掲載しているとおりでございます。定数として、20名の農地利用最適化推進委員をいただきましたので、各生産組合長会、町の単位となりますが、各2名ずつという形で規則を制定する、予定としております。</p> <p>こちらにつきましては、文言等の変更もあるかもしれませんが、区域についてはこれで皆さんの御承諾いただければということで定めております。以上です。</p>
議長	<p>議案第5号について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第5号 伊万里市農地利用最適化推進委員の区域に関する規則の制定については、承認を戴きました。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項通知の受理5件について御説明します。</p> <p>議案は24ページを御覧ください。</p> <p>1番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。別の方に貸借される予定です。</p> <p>2番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。別の方に貸借される予定です。</p>

事務局	<p>3番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。別の方に貸借される予定です。</p> <p>4番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。農地中間管理事業を利用し別の方に貸借される予定です。</p> <p>5番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。農地中間管理事業を利用し別の方に貸借される予定です。</p> <p>報告第1号については以上5件です。</p>
議長	<p>報告第1号農地法第18条第6項通知の受理5件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>なお、この案件と報告第3号農地の形質変更届出の1番につきましては、同一案件になりますので、あわせて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出と報告第3号農地の形質変更届出の1番について説明します。</p> <p>議案の25ページの1番と、議案の26ページの1番になります。図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、土地利用計画図が18ページになります。</p> <p>申請地は波多津町板木地区です。</p> <p>こちらは、工事の発生土により盛土し、畑として利用するための届出と、その一部に農業用倉庫を作るための届出になります。</p> <p>報告第2号および報告第3号の1番については以上です。</p>

議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この申請地は、昨年の10月に申請がありましたけれども、その申請地の南側ですね。今、県の河川工事が行われておりまして、昨年の10月にその形質変更の届をされたところの横になりますけれども、今回この方が、田んぼを埋め立てて畑にする、ということで申請をされております。</p> <p>3面、市道と県道と市道に挟まれまして、独立した田んぼでありまして。先程申しましたように、南側の田んぼについては、すでに申請をされて埋め戻しをされておる状態です。</p> <p>そこで、埋め戻しをして畑を作ってその一部にですね、農業用倉庫を建てるというようなことですので、別に問題はないんじゃないかなということで、生産組合長さん、区長さんの印鑑もございましたので、私も承認を致したところであります。以上です。</p>
議長	<p>報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出と報告第3号農地の形質変更届出の1番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして報告第3号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号農地の形質変更届について御説明します。</p> <p>議案の26ページの2番になります。</p> <p>図面は、案内図が19ページ、字図が20ページ、土地利用計画図が21ページ、断面図が22ページになります。</p>

事務局	<p>申請地は波多津町板木地区です。</p> <p>こちらは、洪水による田への浸水を防止するため、嵩上げをして利用するための届出です。</p> <p>報告第3号については以上です。</p>
議長	<p>それでは、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここはですね、さっき申しました県の河川の上流になります。それで、減反政策で減反もされております。水害にあって、なかなか水田として活用できないというようなことで、ずっと減反をされて保全管理の状態になっております。</p> <p>今回この、田んぼの下流側ですね、一部災害復旧工事に該当しております。現在県道の方から作業用の道路を仮設道路として作られて工事をされておりますけれども。ついでに田んぼを1mあたりあげて、来年から減反政策はなくなるから、田んぼをそのまま地上げをして、田んぼとして利用したいということで、申請をされております。御審議の方よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>2番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第1回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>

